

接続料の算定等に関する研究会（第85回） 外国政府等との協定等についてのヒアリング資料

※ 赤枠は構成員限り

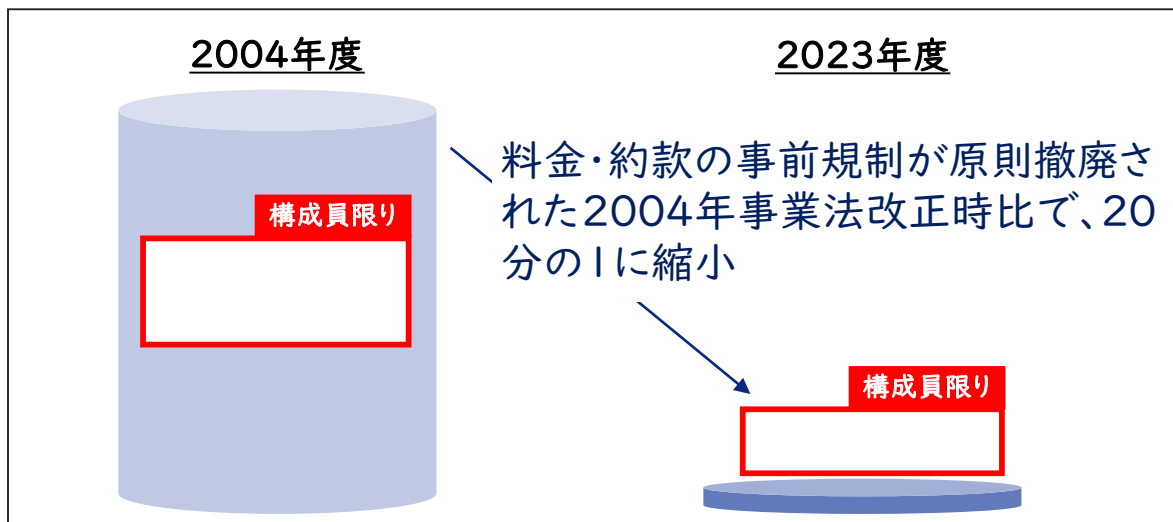
KDDI株式会社
2024/5/20

Ⅰ 認可対象の見直し ―論点に関する回答―

1

データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等についても認可対象に追加することが必要か

当社国際電話利用状況（発信の合計）



当社国際ローミング（ローミングアウト）利用推移



サービス動向を踏まえ、規制緩和に主眼をおいた認可対象の見直しは必要であり、認可対象の追加については慎重であるべき

Ⅰ 認可対象の見直し ―論点に関する回答―

2

利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務の提供に関する提携を内容とする協定等に認可対象を限定することについてどう考えるか

国際電話が認可を要する理由

- ①発信国の電話会社が利用者から料金を徴収し、
- ②その中から着信国の電話会社に着信国側の設備使用料として国際計算料金（当事者が取得し又は負担すべき金額）を支払う

事前規制により、
国際計算料金の高止まり防止、
公正競争を阻害する国際計算料金支払いの回避防止を担保
(電気通信事業法逐条解説(改訂版)より)

認可対象の考え方

国際ローミングその他の音声サービスについては認可を要する理由が明確にされていない

サービスの特性を踏まえて
認可を要する理由を明確にすべき

事前規制が、外国の事業者等との連携によるイノベーションの創出を阻害する可能性にも配慮しつつ、対象は真に「利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務」とすることに賛同する

- ・個別のサービスの特性を踏まえて、規律による担保が必要なサービスに限るべき
- ・さらに、一定以上の契約者数がある場合に限るべき

2 事業者間精算料金の変更に係る認可 ー論点に関する回答ー

3

事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更については、事後報告のみとすることについてどう考えるか

国際ローミングに関する協定変更は付加価値税率変更や、通貨の変更等、**事業者間の交渉ではコントロールできないものが多い**

国際ローミングは相互利用によるWinWinの関係が前提。**事前規制は柔軟な交渉等の機会の損失につながる可能性**



事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更について、**事後報告のみとすることに賛同**

3 その他 ー論点に関する回答ー

4

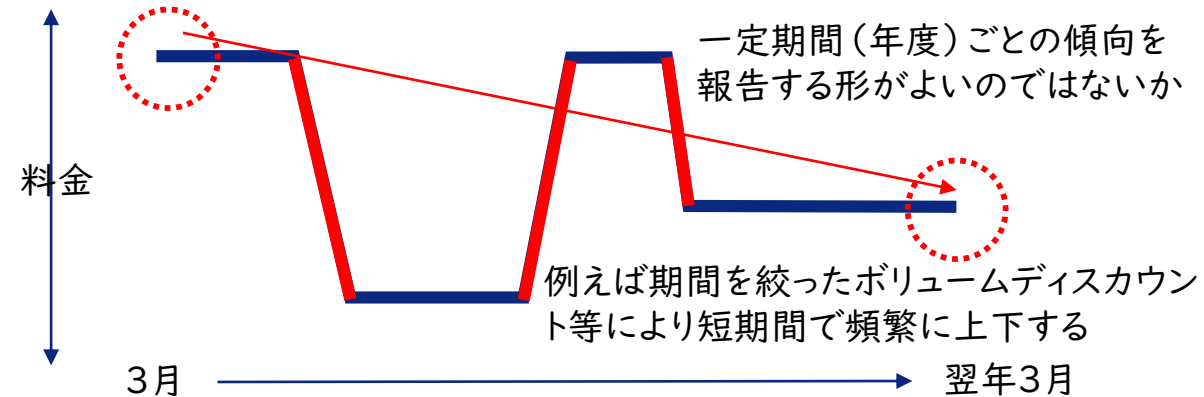
認可対象を変更する場合には、必要に応じて、認可に当たっての審査基準を見直すことが適当か。その他、検討すべき点はあるか

電気通信事業法関係審査基準(抄)
(平成13年総務省訓令第75号)
第19条(審査基準)第1項

“事業者間精算料金”に直接言及する事項
第2号、第3号
は国際電話を想定したもの

審査基準を見直すことに賛同

事前規制の予見性を確保するためにも、サービスごとに「認可を要する理由」と「審査基準」との適用関係を明確にしていきたい



報告規則等、事業者に求められる報告事項は多岐にわたっており、**報告すべき事項は必要最低限のものにしていきたい**
事後報告は年度末の状況を見て、前年度比で変化があった場合のみでよいのではないかと

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

